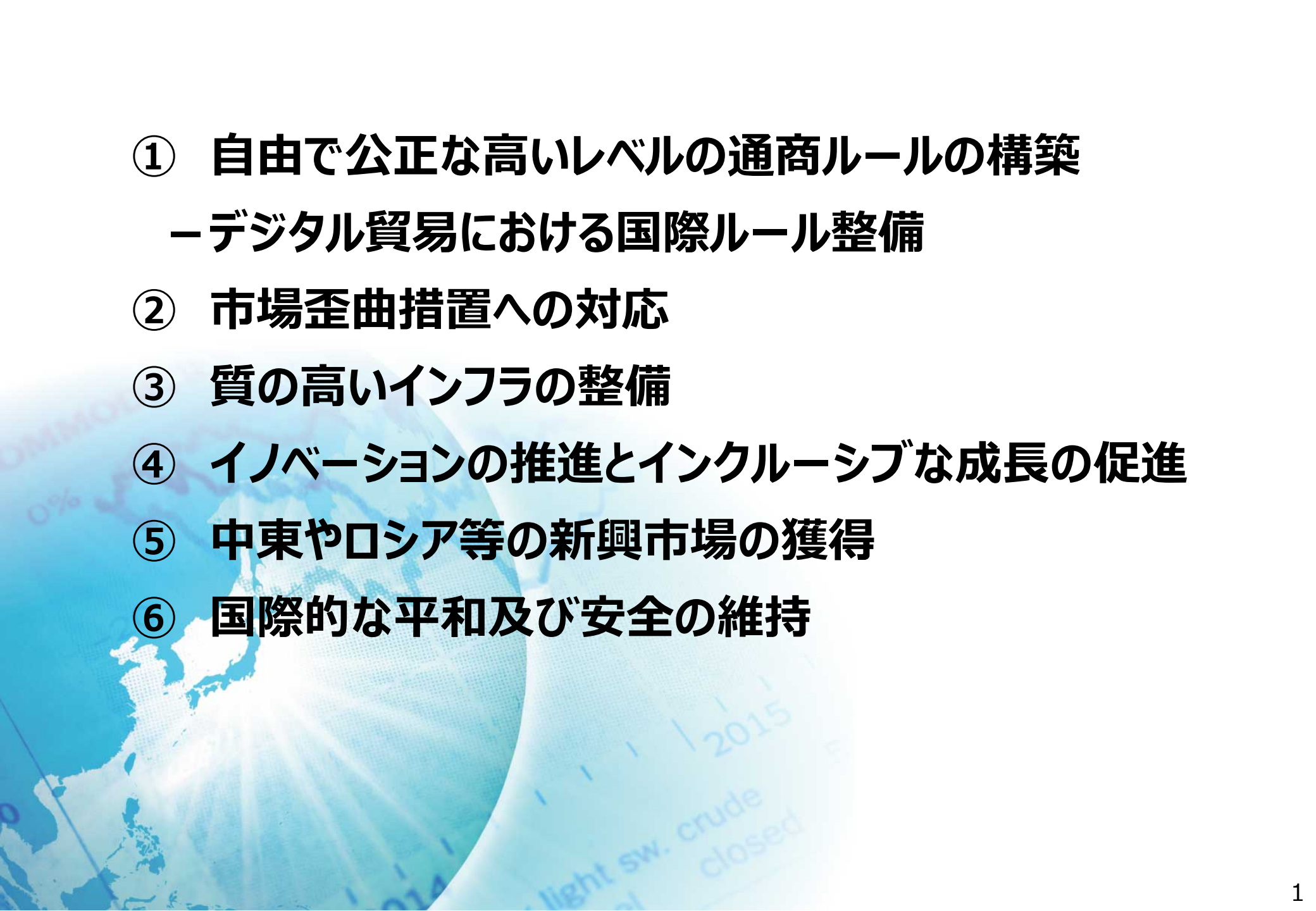


対外経済政策の方向性 (参考資料)



- 
- The background features a stylized blue and white globe. Overlaid on the globe are faint, semi-transparent text elements including "0%", "2015", and "light sw. crude closed", suggesting a financial or economic context.
- ① 自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築
ーデジタル貿易における国際ルール整備
 - ② 市場歪曲措置への対応
 - ③ 質の高いインフラの整備
 - ④ イノベーションの推進とインクルーシブな成長の促進
 - ⑤ 中東やロシア等の新興市場の獲得
 - ⑥ 国際的な平和及び安全の維持

① 自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築
ーデジタル貿易における国際ルール整備

② 市場歪曲措置への対応

③ 質の高いインフラの整備

④ イノベーションの推進とインクルーシブな成長の促進

⑤ 中東やロシア等の新興市場の獲得

⑥ 国際的な平和及び安全の維持

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）

- TPPの戦略的意義：21世紀型の新たな共通ルールをアジア太平洋地域に作り上げ、自由、公正で巨大な一つの経済圏を構築

主な合意内容

関税

- ◆ 工業製品について、11か国全体で99.9%の関税撤廃を実現（品目数及び貿易額ベース）。

貿易の円滑化

- ◆ 貨物や急送便の迅速な引取り許可
 - 貨物：自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間(可能な限り貨物の到着後48時間以内)に引取りを許可
 - 急送便：通常の状態において、貨物が到着していることを条件に、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可

電子商取引に関する規定の導入

- ◆ 国境を越える情報の移転の自由の確保
- ◆ サーバー等のコンピュータ関連設備の現地化（自国内設置）要求の禁止
- ◆ ソース・コード開示要求の禁止

投資・サービスの自由化

- ◆ コンビニ等小売業や劇場・ライブハウス等のクールジャパン関連、旅行代理店等の観光関連などの外資規制の緩和
- ◆ 進出企業に対する技術移転要求やロイヤリティ規制等の禁止
- ◆ 「国」対「投資家」の紛争解決手続（I S D S）の導入

模倣品・海賊版対策の強化

- ◆ 模倣品・海賊版の水際での職権差止め権限の各国当局への付与
- ◆ 商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など

国有企業に関する規律の導入

- ✓ 国有企業の義務として、以下を規定。
 - 無差別待遇と商業的考慮
 - 非商業的援助及び悪影響
 - 透明性を規定

環太平洋パートナーシップ協定閣僚声明（平成29年5月21日）（於：ハノイ）（抜粋）

- ・ 出席した大臣ら（以下、各大臣）は、地域経済統合を促進し、参加国の経済成長見通しに積極的に寄与し、労働者、家族、農業従事者、企業、そして消費者に新たな機会を創出する手段としてのTPPの原則や高い基準を強調しながら、TPPのバランスの取れた成果や戦略的・経済的意義を再確認した。
- ・ 各大臣は、TPPの利益を実現する価値に合意し、そのために、各大臣は、原署名国の参加を促進する方策も含めた、この包括的で質の高い協定の早期発効のための選択肢を評価するプロセスを開始することに合意した。
- ・ 各大臣は、貿易担当の政府高官に、この評価の準備を進めるよう指示した。各大臣は、2017年11月10日、11日にベトナムのダナンで開催されるAPEC首脳会合の際に大臣が会合を行う前に、この作業を完了するよう求めた。

2017年7月 TPP首席交渉官会合を日本にて開催予定。

日米経済対話

本年2月の安倍首相とトランプ大統領首脳会談で、麻生副総理とペンス副大統領による「日米経済対話」の設置に合意。

①貿易及び投資ルール/課題に関する共通戦略、②経済及び構造政策分野における協力、③分野別協力を三つの柱とすることとしている。

麻生日本国副総理とペンス米国副大統領による
日米経済対話に関する共同プレス・リリース(抄)
2017年4月18日

貿易及び投資のルール/課題に関する共通戦略

日米両国は、この柱において、高い貿易及び投資に関する基準についての二国間枠組み、地域及び世界の貿易環境における日米両国の貿易及び投資イニシアティブの視座、及び第三国に関する懸念への対処について取り上げることで一致した。

経済及び構造政策分野における協力

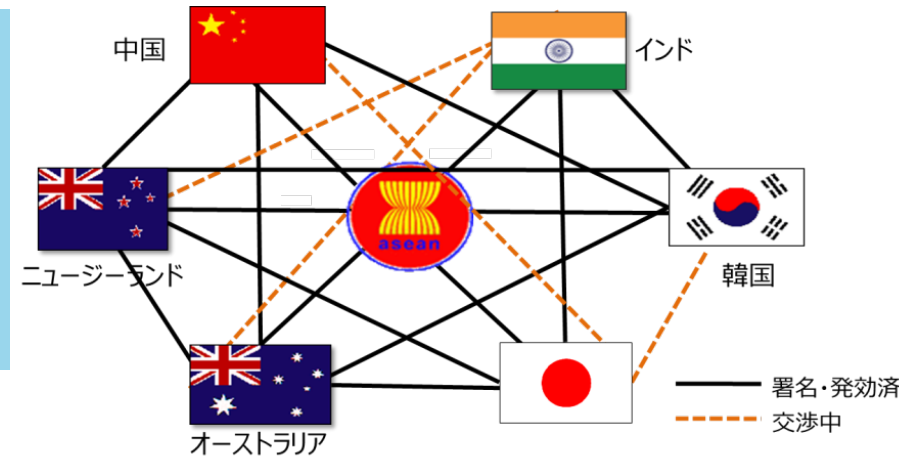
日米両国は、この柱において、G7による3本の矢のアプローチ(相互補完的な財政、金融及び構造政策)の積極的活用、グローバルな経済及び金融の進展及び課題に関する協力、及び地域におけるマクロ経済及び金融課題に関する協力について取り上げることで一致した。

分野別協力

日米両国は、商取引の向上が両国において相互の経済的利益及び雇用創出を促進する具体的な分野を議論した。

RCEP（東アジア包括的経済連携）

- 交渉参加全16か国で世界の人口5割、貿易額3割、国内総生産(GDP)3割を占める広域経済連携。
- 包括的かつ高いレベルの協定の実現を目指し、交渉を推進中。
- これまで7回の閣僚会合（3回の中間会合を含む）、18回の事務レベルの交渉会合を開催。



第3回RCEP中間閣僚会合（平成29年5月21-22日 於：ハノイ）

- ✓ 本年がASEAN50周年を祝う節目の年であることを踏まえ、年内の「実質妥結」を優先するとの考え方と、タイミングよりも高いレベルでバランスある合意が重要との考え方の2つについて、どのように折り合いをつけるかということが焦点に。
- ✓ 日本から、RCEPを「包摂的でイノベーション志向」の新しい地域経済モデルにすべく、市場アクセス分野のみならず、「電子商取引」、「通関円滑化」、「海賊版・模倣品対策」などのルール分野も含めて交渉全体でバランスある進展を図るための「基本要素」を特定する作業を開始することを提案し、各国からの賛同を得た。
- ✓ 今後、各国の首席交渉官に検討させ、その結果を次回の閣僚会合で報告させることで一致。

日EU・EPA

- 全世界の約3割のGDPを占め、民主主義／市場経済という基本的価値観を共有するEUと高次の経済連携を図ることは、我が国通商戦略の基本。
- 2013年3月の日EU首脳電話会談で交渉開始に合意。2013年4月、交渉開始。
- 4年余りの交渉を経て、7月6日、安倍総理、トウスク欧州理事議長及びユンカー欧州委員会委員長が、日EU・EPAについて大枠合意に達したことを確認。

1. 関税

①工業製品(経産省所管)に関する関税撤廃率

	日本側		EU側	
	品目	貿易額	品目	貿易額
即時撤廃率	96.0%	96.2%	96.5%	81.7%
関税撤廃率	100%	100%	100%	100%

②EU側個別品目

乗用車	8年目撤廃	
自動車部品	即時撤廃率92.1% (TPP(81.3%)／韓EU(90.2%))	
その他	一般機械(産業用ロボット等): 即時撤廃率	86.6%
	化学工業品(筆記具用カラーインキ等): "	88.4%
	電気機器(リチウムイオン電池等): "	91.2%

2. サービス分野

- ー 原則全てのサービス分野を自由化の対象とし、規則の根拠となる措置や分野を列挙(ネガティブ・リスト方式)

3. 電子商取引

- ー 日EU間における電子的な送信に対する関税賦課の禁止、ソースコード開示要求の禁止等を規定
(データの自由な流通とサーバー設置要求の禁止は、発効後に見直し)
(注)日EU間では、個人情報相互の円滑な移転を可能とする枠組み整備に向けた対話が別に進展。
昨日、かかる枠組の「来年早期」の実現を目指す政治宣言を発出

4. 政府調達

- ー 鉄道分野を含め、日EU双方向の市場アクセスの改善を実現

5. 投資

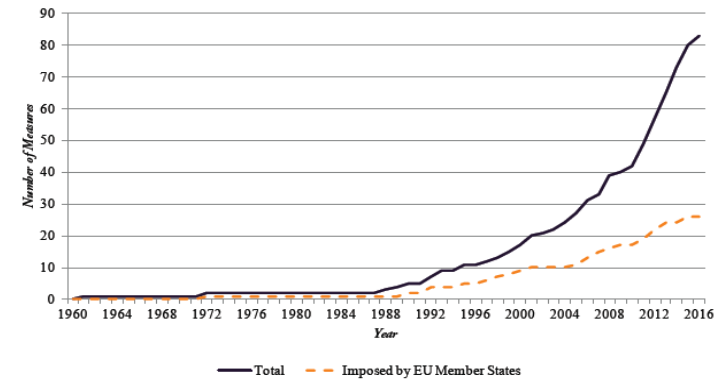
- ー これまで投資協定が存在していなかった日EU間で、初めての包括的な投資協定(28のEU加盟国をカバー)
- ー 内国民待遇や最恵国待遇のほか、投資家に対する特定の措置の履行要求の禁止を明記
(ローカルコンテンツ要求、ライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止等)
- ー 投資家と国家の紛争解決については、協議を継続

デジタル経済、サイバー（１）

【デジタル空間の現状】

- 国境を越える電子商取引が増加する一方、**電子商取引を巡る国際的な法的枠組みは未整備**。
- **サーバー設置要求など、データの自由な流通を阻害する保護主義的な規制が増加**。（2006年から2016年までの10年間で、規制は約2.6倍に増加（右図参照）。）
 - ブラジル：ネット憲法（2014年4月設立）
 - 中国：サイバーセキュリティ新法（本年6月施行）

Figure 1: Number of data localisation measures implemented globally and intra-European Union



Source: ECIPE Digital Trade Estimates, 2016.

【現状を踏まえた昨年の取組状況】

- 昨年5月のG7伊勢志摩サミットでは、**情報の自由な流通の促進、データ・ローカライゼーションへの反対、ソースコードの開示移転要求の禁止**といった重要な規律を盛り込んだ「**サイバーに関するG7の行動と原則**」に合意。
- 昨年7月のWTOにおいて、今後のデジタル貿易ルールの基礎として、TPP主要規律の**情報の自由な流通、データローカライゼーション要求・ソースコード開示移転要求の禁止等**を日本から提案。
- 本年3月のCeBITの機会に、**日EU間のデータ流通円滑化に向けた共同プレスステートメント**を発出し、データ・エコノミーに関する対話の強化について合意。
- 本年4月初旬のG20デジタル大臣会合にて、経済成長の促進力としてのデータ利活用の重要性を確認し、**情報の自由な流通の促進の重要性を明記した成果文書**を採択。附属文書には、WTOの貿易政策レビューメカニズム(TPRM)の自主的な活用、及びベスト・プラクティスの共有等、デジタル貿易に関する事項を盛り込んだ。
- 本年5月のG7タオルミーナ・サミットにおいても、デジタル空間における保護主義拡大の阻止を念頭に、「**プライバシー及びデータ保護を確保、デジタル・セキュリティを強化しつつ、情報の自由な流通を推進・保護する**」ことを明記した成果文書を採択。

デジタル経済、サイバー（２）

【今後のアクション】

1. 7月に開催される日EUビジネスラウンドテーブル等の場で、政務クラスでのハイレベルな議論と事務方による専門家会合を開催し、**日EU間のデータ流通の円滑化に向けた制度調和等について議論。**
2. 9月末の情報通信大臣会合において、TPP 3 原則の再確認、及びそれに基づくデータ利活用の促進の成果文書への反映を目指す。
3. OECDで実施される「自由なデータ流通による世界経済へのプラスの効果等」についての研究をサポート。デジタル自由主義のプラスの影響を広く周知し、**デジタル保護主義に向かおうとする振興・途上国（中国、インド、アジア諸国、中東諸国）の動きをけん制。**
4. WTOやメガFTA等で、**電子商取引・デジタル貿易のルール形成**を目指す。
5. APECにおいても、グローバルなデータ流通・利活用の促進、デジタル空間における保護主義の拡大防止、CBPRの拡大を目指す。
6. データの越境流通やデジタルトレードなどに関する学術的かつ国際的な議論をWEFとも協力して、主導的に進める。

【参考 1】首脳宣言「サイバーに関する G 7 の行動と原則」のポイント（平成28年5月）

- 国境を越える情報の自由な流通の促進
- データ・ローカライゼーション（サーバー設置要求等）への反対
- 知的財産の保護、ソースコードの開示移転要求の禁止
- ICTにより可能となる営業秘密の窃盗の実行・幫助の禁止
- 重要インフラ等のサイバーセキュリティの強化
- 各国のコンピューターセキュリティ事案対応チーム（CSIRT）間のサイバー攻撃対策に関する協力の強化

※情報の自由な流通の重要性については G 20でも確認。

【参考 2】WTO電子商取引特別会合での日本提案（平成28年7月）

- ① 電子的な商慣行に関する規定や電子的送信に関する関税不賦課などの多くのEPA・FTAで規定されている基本的な規律
- ② TPPの電子商取引章の主要規律（データのフリーフロー原則、サーバー等の現地化やソースコードの開示要求禁止）

英国のEU離脱について

- 英国政府は本年3月29日にEUへ離脱を通告し、6月19日より英EU離脱交渉が開始された。英EU間では英EU離脱交渉の進め方は合意されたが、英国の不安定な政治情勢等、依然として将来の英EU関係は不透明な状況。
- 日本企業は、英EU間の関税や通関手続の負担増、金融等の分野における規制の同等性等への影響を懸念。

英EU離脱交渉のスケジュール

(2017年)

3月29日：英国によるEUへの離脱通告

4月29日：EU27か国首脳会合(英欧離脱交渉のためのガイドライン採択)

5月7日：仏大統領選（決選投票）

5月22日：欧州委員会への交渉マンデートの付与、交渉指令の採択

6月8日：英総選挙

6月19日：離脱交渉の開始（EU分担金の扱い、在英・在EU市民の権利保護、北アイルランド問題が優先交渉課題）

7月17日：第2回離脱交渉

8月28日：第3回離脱交渉

9月18日：第4回離脱交渉

10月9日：第5回離脱交渉

(2018年)

10月：実質的交渉終了？／英国及びEU承認手続

(2019年)

3月29日：離脱交渉期限 → 英国EU離脱？

経団連による英国のEU離脱に関する意見

【英・EU双方への要望】

- 関税同盟に近い「関税協定」の実現（無関税貿易の存続、簡素な通関手続き、利便性の高い原産地規則）
- 広範な分野における規制・基準の整合性確保（自動車の国際標準の適用の継続、金融サービスの規制の同等性確保、REACH規則等の環境規制の継続適用、知的財産権の統一的な保護の確保）
- 英EU域内グループ会社間のサービス、資金移動、組織再編の自由（経理・人事等のグループ会社間のシェアードサービスの自由、等）
- 在英・在EUに居住する労働者の権利保護
- 英EU間の自由なデータフローの確保
- 十分な移行期間の設定
- 円滑かつ速やかな法人設立（免許等の取得を含む）

【英国への要望】

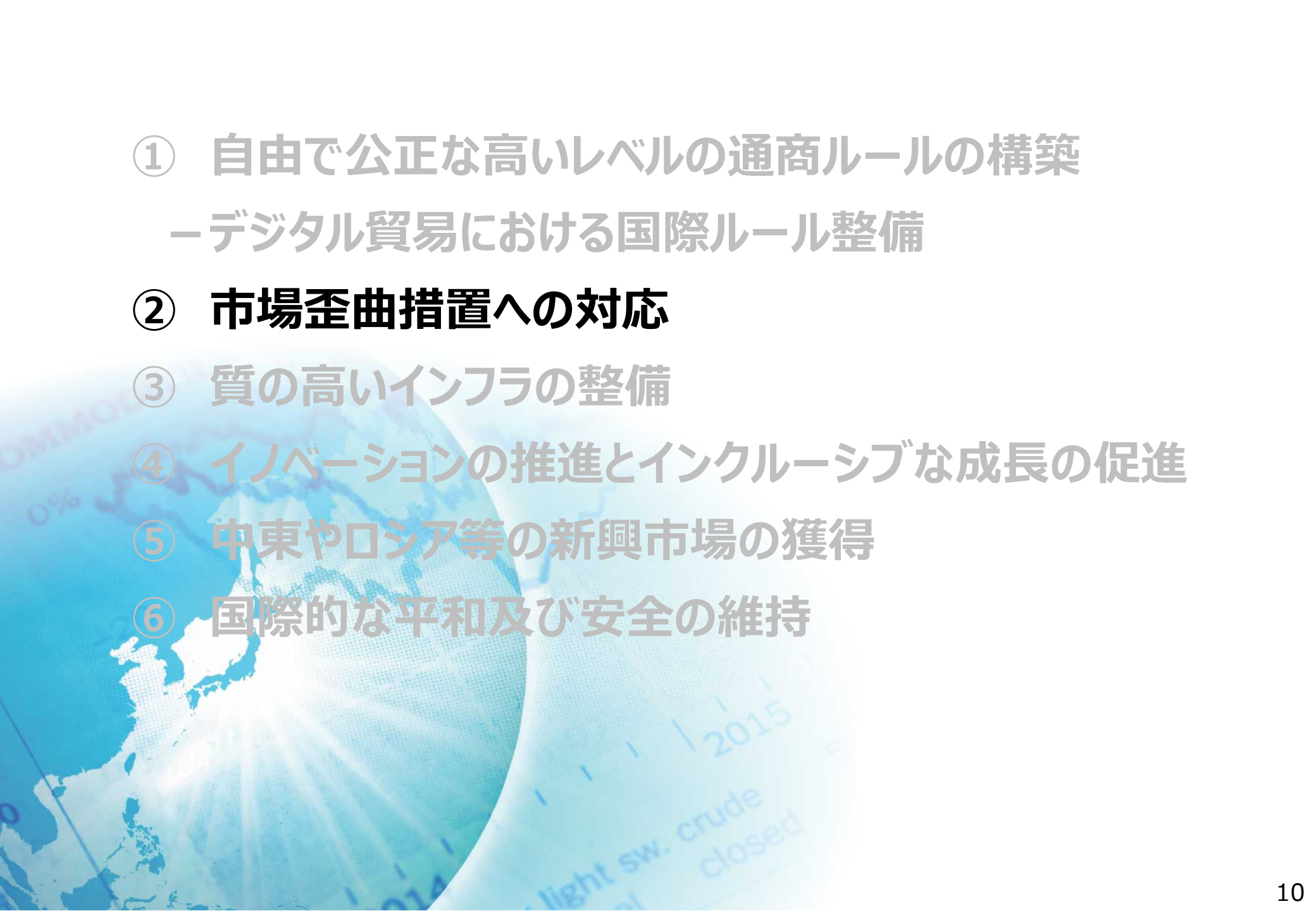
- 移民流入の管理と適切な労働力へのアクセスとのバランスの確保
- 英国と第三国（メキシコ、南ア等）とのFTA締結の促進

※英EU交渉は第1フェーズとして離脱交渉、その後の第2フェーズにおいて英EU間の新枠組交渉を行うことで合意

（出所）経団連「英国のEU離脱問題に関する意見」（2017.3）

今後の対応の方向性

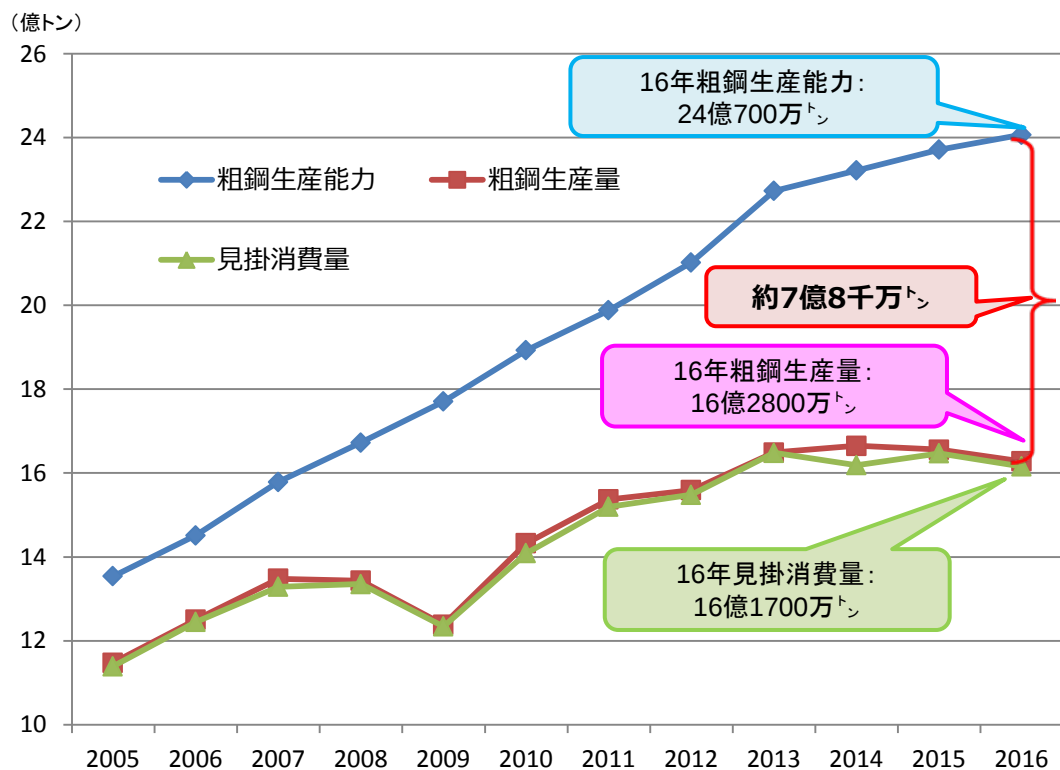
- 暫定措置や移行期間の設定を含め、英EU間の新枠組への円滑な移行を促す。
- 英・EU間の市場の一体性の最大限の維持、ビジネスの予見可能性等を確保するよう、英・EU双方に対して働きかけを行う。

- 
- The background of the slide features a stylized blue and white globe. Overlaid on the globe are various financial and economic indicators in a light blue, semi-transparent font. These include "0% Japan", "light sw. crude", "closed", and the year "2015".
- ① 自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築
ーデジタル貿易における国際ルール整備
 - ② **市場歪曲措置への対応**
 - ③ 質の高いインフラの整備
 - ④ イノベーションの推進とインクルーシブな成長の促進
 - ⑤ 中東やロシア等の新興市場の獲得
 - ⑥ 国際的な平和及び安全の維持

鉄鋼の過剰生産能力問題

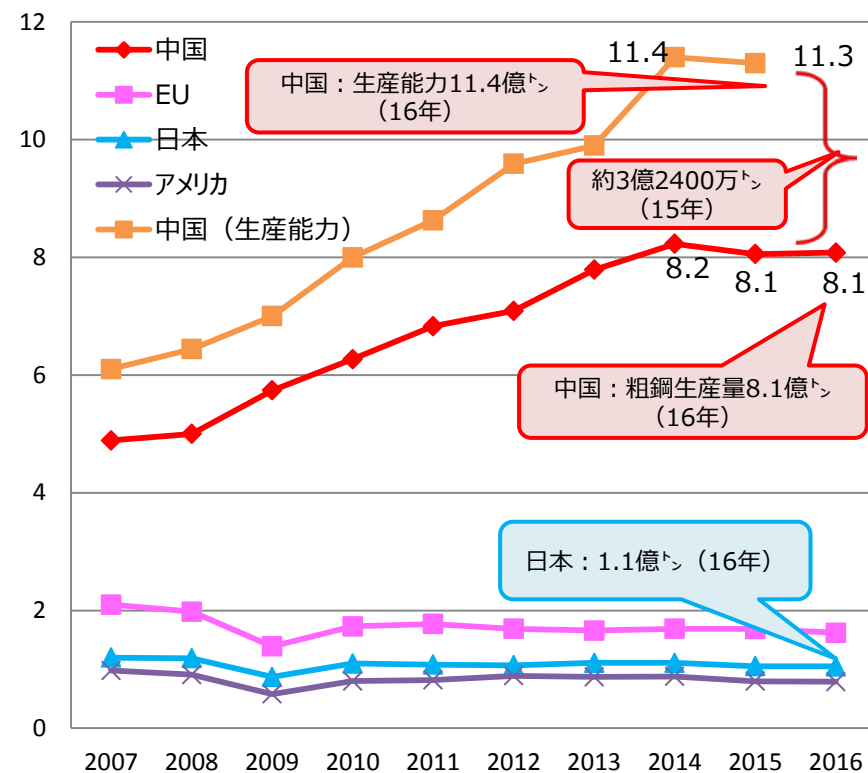
- 世界の粗鋼生産能力約24億トンに対して、粗鋼生産量は約16億トンであり、約8億トンのギャップ。過去10年間で、日米EUの粗鋼生産量が横ばいの一方、中国の生産量は大幅に増加。粗鋼生産量は、中国が過去10年間以上、一貫して1位。
- 昨年のG20サミット首脳宣言を受けて、鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラムを12月に設立（今年6月末までに4回開催）。設備能力・政府支援措置に関する情報共有、市場機能の強化に向けた協力を進めていく。

【世界の鉄鋼市場における生産の能力と生産量の推移】



出典: OECD, World Steel Associationより経済産業省作成

【中国の粗鋼生産量の推移（日米EUとの比較）】



(出所) World Steel Association「Crude steel production」から作成、

通商ルールの執行（エンフォースメント）の抜本的強化

- 日米首脳は、自由で公正な貿易のルールに基づいて、日米両国間及び地域における経済関係を強化することで一致（2017年2月10日 日米首脳会談共同声明）。
- 4月の日米経済対話や、世耕経産大臣とロス米国商務長官との会談において、第三国の不公正な貿易慣行の是正等に向けて、W T O 紛争解決手続の活用等を念頭に、通商ルールの執行（エンフォースメント）を日米での協力を進めていくことで一致。
- 経済産業省でも、4月18日付けで、「通商法務官オフィス」（General Counsel Office）を設置し、その下に通商弁護士等からなる約20人のチームを組織し、エンフォースメント体制を強化した。
- 6月末に世耕大臣がロス長官及びライトハイザー通商代表と会談した際には、エンフォースメント協力について、今後の具体化に向けた議論を行った。

○日米経済対話(初回会合)(外務省プレスリリース)

「麻生副総理より、... 第三国の不公正な貿易慣行の是正に向けて、WTOの紛争解決手続の活用等を念頭に、外務省の紛争解決部門、経済産業省に新設された通商法務官チームを含め、日米関係当局間の連携をこれまで以上に緊密にしていきたい旨述べた。」

(参考) 現在日米が協力しているW T O 紛争解決手続の案件 (例)

案件	概要	状況
市場経済国問題 【応訴】	米国が、対中アンチダンピング調査において、昨年12月の中国加盟議定書の一部失効後も引き続き第三国価格を使用する方針を示したことを受けて、中国が米国に対して協議要請。我が国も第三国価格は引き続き使えるとの立場に立って、第三国参加。	【米中間で係争中】 2016/12/12 中国が米国に対して協議要請

- 
- ① 自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築
ーデジタル貿易における国際ルール整備
- ② 市場歪曲措置への対応
- ③ 質の高いインフラの整備
- ④ イノベーションの推進とインクルーシブな成長の促進
- ⑤ 中東やロシア等の新興市場の獲得
- ⑥ 国際的な平和及び安全の維持

質の高いインフラ普及のためのこれまでの取組（１）

質の高いインフラ投資の推進のためのG 7伊勢志摩原則（2016年5月27日）

- 原則 1 : 効果的なガバナンス、信頼性のある運行・運転、**ライフサイクルコスト**から見た**経済性**及び**安全性**と自然災害、テロ、サイバー攻撃のリスクに対する**強じん性**の確保
- 原則 2 : 現地コミュニティでの**雇用創出**、**能力構築**及び技術・ノウハウ移転の確保
- 原則 3 : 社会・環境面での影響への対応
- 原則 4 : 国家及び地域レベルにおける、気候変動と環境の側面を含んだ経済・開発戦略との整合性の確保
- 原則 5 : PPP 等を通じた効果的な資金動員の促進

G 20杭州サミット首脳コミュニケ（2016年9月4日・5日）

我々は、社会・環境面での影響に対応し、経済・開発戦略と整合性をとりつつ、**ライフサイクルコスト**から見た**経済性**、**安全性**、自然災害に対する**強じん性**、**雇用創出**、**能力構築**及び相互に合意した条件での技術とノウハウの移転の確保を目指す、**質の高いインフラ投資の重要性**を強調する。

「アジアの未来」安倍内閣総理大臣スピーチ（2017年6月5日）

インフラについては、国際社会で広く共有されている考え方があります。

まず、万人が利用できるよう開かれており、**透明で公正な調達によって整備されることが重要**です。さらに、プロジェクトに**経済性**があり、そして、**借入れをして整備する国にとって債務が返済可能で、財政の健全性が損なわれないことが不可欠**であると私は考えます。

国際社会の共通の考え方を十分に取り入れることで、一帯一路の構想は、環太平洋の自由で公正な経済圏に良質な形で融合していく、そして、地域と世界の平和と繁栄に貢献していくことを期待しています。

質の高いインフラ輸出拡大のための今後の取組（２）

- ◆ 世界のインフラ獲得競争が激化する中、日本企業のインフラシステム輸出を一層推進するため、下記取組みを進める。

1. 持続的に競争力を有するインフラ産業の育成

- これまで、トップセールスの実施や経協ツールの強化・拡充を行ってきた。
- 今後は、“将来にわたって競争力を持ち続けることができるインフラ産業の育成”が必要。
- 電力、鉄道、情報通信等のセクター別戦略策定を行う。

2. 質の高いインフラ技術等の新興国都市への売り込み

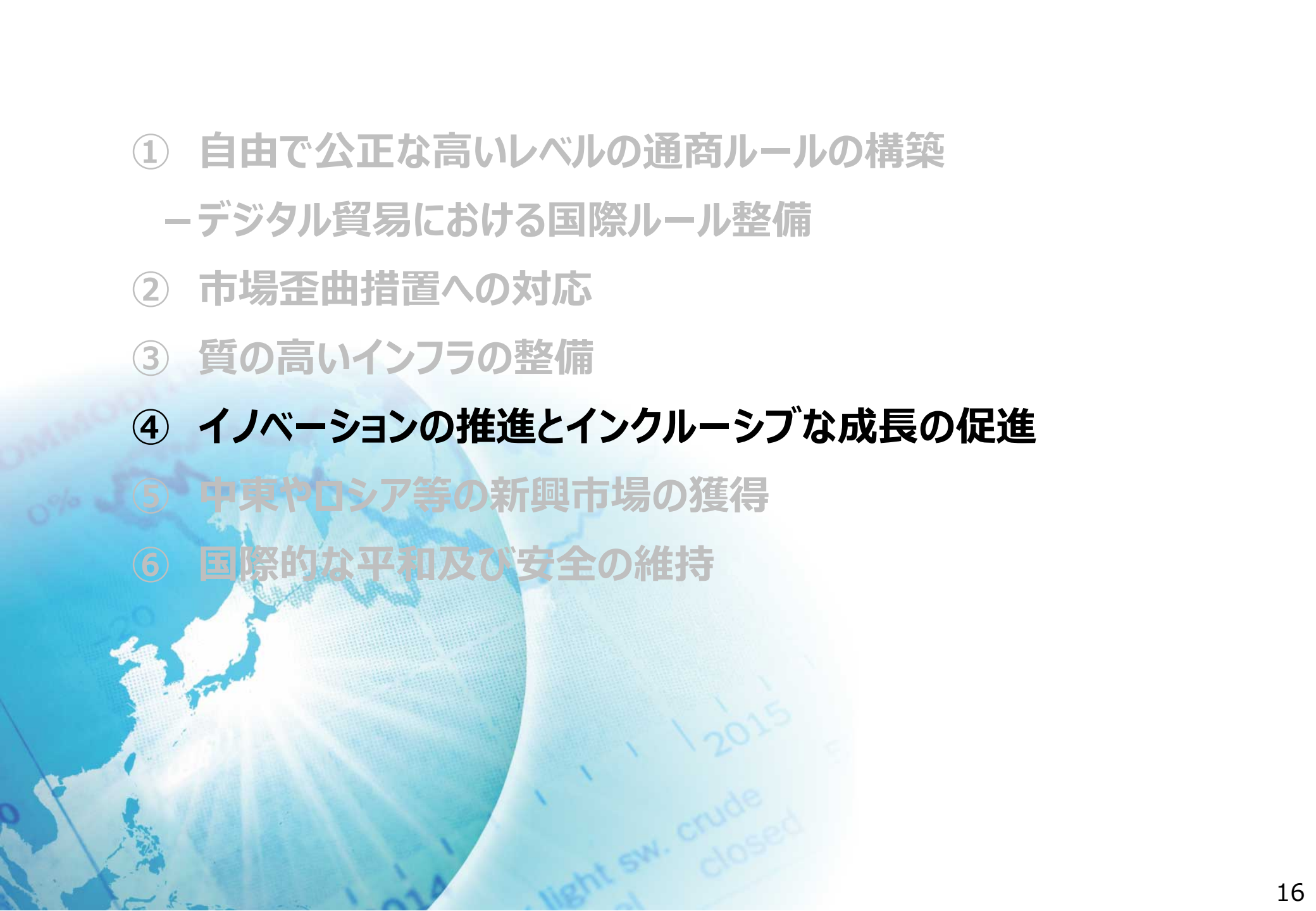
- 新興国都市では、急速な都市化が進み、慢性的な交通渋滞、電力不足、環境汚染等の都市問題が発生。
- 過去同様の都市問題を克服してきた日本の経験を活かし、**質の高いインフラ技術・制度等を一体的に売り込む**ことで、相手国の都市課題解決に貢献。

3. 各国入札制度改善・体制強化に向けた取組

- 各国において、ライフサイクルコスト（LCC）、安全性、環境性などのインフラの「質」が正當に評価される仕組みづくりが必要。
- **入札制度に関するレビューと調達能力構築の加速、及びAPECのガイドブックの充実を世耕大臣より提案（@APEC貿易大臣会合（5/20））。**

4. コンサルティング機能強化

- 相手国ニーズと日本のシーズをマッチさせるコンサルティング機能が重要。
- これまで**得意としている事業領域（建設・機器納入）の支援強化**、及び、外資企業・現地企業との提携・買収支援等の案件発掘を通じ、取組が十分でなかった**新事業領域（都市開発計画策定・事業運営）への参入支援**に取り組む。

- 
- The background features a stylized blue and white globe. Overlaid on the globe are various financial and economic terms in a light blue, semi-transparent font, including "COMMON", "0%", "2015", "light sw. crude", and "closed".
- ① 自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築
ーデジタル貿易における国際ルール整備
 - ② 市場歪曲措置への対応
 - ③ 質の高いインフラの整備
 - ④ **イノベーションの推進とインクルーシブな成長の促進**
 - ⑤ 中東やロシア等の新興市場の獲得
 - ⑥ 国際的な平和及び安全の維持

各国との連携によるイノベーションの推進

各国・地域の産業基盤の特性を踏まえて、適切な協力パッケージを打ち出す。
事業環境を整備し、企業間連携による新産業創出や分野別協力などを推進することで我が国のイノベーション強化に繋げる。

【イスラエル】

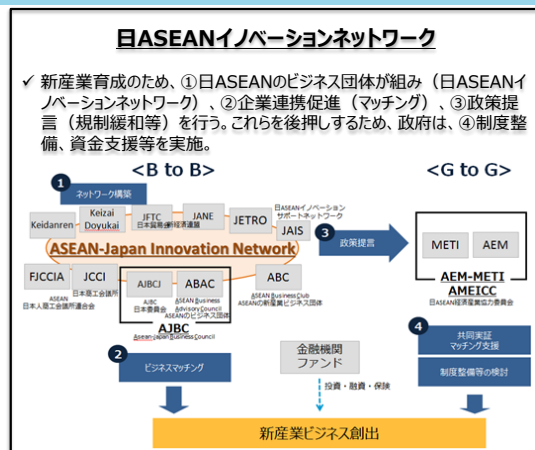
「スタートアップ・ネーション（起業国家）」から「アドバンスド・マニュファクチャラー（先進的製造業）」を目指すイスラエルと、アベノミクスの下、「コネクテッド・インダストリー」を推し進める我が国が協力することで、お互いの成長戦略のシナジーを最大化し、世界のイノベーションをさらに加速する。2017年5月には両国経済大臣間で日イスラエル・イノベーション・パートナーシップに署名。

【オーストラリア】

「日豪イノベーション協力のフレームワーク」を設立。再生医療・エネルギー等の分野での両国の産官学の連携を推進し、イノベーションを促進する。

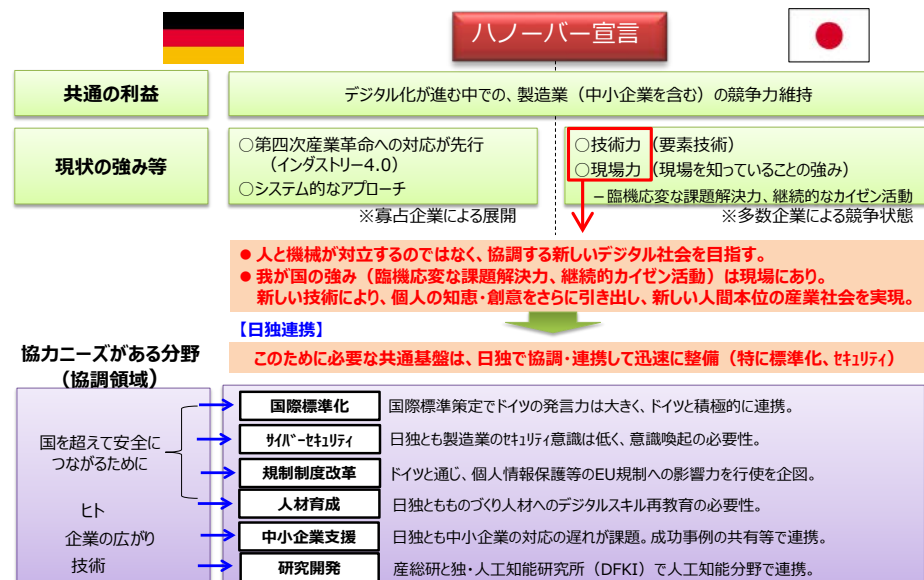
【ASEAN】

- 経済統合が進むASEANにおいて、新しい産業を中心に国境を越えたビジネス活動が発展。ASEANの成長の果実を享受すべく、日ASEAN企業間の連携を進める。
- Connected Industriesのアジア展開を進めるべく、まずタイと6月に覚書を締結。今後、タイの地場企業を巻き込んだ国際遠隔保守や人材育成等を通じて、スマートサプライチェーンの実現やタイの産業構造の高度化に向け、連携を強化。



【ドイツ】

世界のIoT分野の流れを牽引してきたドイツと、第4次産業革命の実現のため、国境を越える情報やデータの自由な流通確保に向けて連携を強化していく。



2017年3月19日 CeBIT（国際情報通信技術見本市）@ドイツ・ハノーバー
上記の分野で日独協力を強力に推進するための「ハノーバー宣言」

対内直接投資の拡大に向けた取組

- 我が国の対内直接投資は、国際的に極めて低いレベルにとどまる。
- 2016年末の残高は過去最高の27.8兆円だが、2020年の35兆円への倍増目標（2012年末比）に向けて一層の施策の強化が必要。

A ビジネス環境整備

- 2016年5月、対日直接投資推進会議において、外国企業の直面する課題解決に向け「**グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ**」を打ち出した。
 - 1. グローバル人材の呼び込み・育成 → 世界最速級の「**日本版高度外国人材グリーンカード**」の創設、在留資格手続の**オンライン化**
 - 2. 外国人の生活環境の改善 → 病院、銀行、携帯電話、電気・ガス事業者の外国語対応状況を**JETROHPに集約して掲載**
 - 3. 規制・行政手続の改善 → 外国企業に関する規制・行政手続簡素化について**1年以内を目途に結論を得ることとし**、このうち早期に結論が得られるものについては**先行的な取組として年内に具体策を決定し**、速やかに実施
- 規制・行政手続・書類等の合理化については、対日直接投資推進会議の下に規制・行政手続見直しWGを設置し、2016年夏以降議論を進め、2017年4月、WGにおいて、「**規制・行政手続見直しWG とりまとめ**」を決定。
 - 1. 法人設立・登記関係の手続改善 → ①出資金払込みの口座の名義人の範囲を拡大②払込先の金融機関の対象を拡充
 - 2. 在留資格関係の見直し → 在留資格に関する手続を窓口に出向かずに済むよう、**オンライン化を平成30年度より開始**すべく、所要の準備
 - 3. 外国語での情報発信 → **JETROのウェブサイト**を各省庁の**外国語情報に関するポータルサイト**とした
- 2017年5月、対日直接投資推進会議において、きめ細かなサポートとソリューションの提供、支援対象企業への担当者貼り付けによるニーズ等の積極的な吸い上げ、スピーディーな対応を目的とした「**外国企業パーソナルアドバイザー**」のJETROへの設置を表明。

B 企業誘致活動

- **JETROの機能強化**
 分野別の専門知識と人脈を有する専門家を活用し、有望案件を発掘。
- **自治体との連携強化**

C 情報発信

- **海外での対日投資セミナーの開催**
 - **総理・大臣・自治体首長によるトップセールスの実施**
 - ✓ 2014年5月 1日「**ロンドン対日投資セミナー**」
 - ✓ 2015年9月28日「**NY対日投資セミナー**」
 - ✓ 2016年5月4日「**ブリュッセル対日投資セミナー**」
 - ✓ 2016年9月19日「**NY対日投資セミナー**」
- 

高度外国人材の更なる呼び込み

- 「Open for Professionals」のスローガンの下、改善されつつある生活環境、就労環境、日本の高度外国人材に対して**極めてオープン**な入管制度を、**積極的にPR**。
- **2022年までに、2万人の高度外国人材**の認定を目指し、イノベーション創出等に資する**高度外国人材の受入れを拡大**（2016年末の累計認定数6,669人）

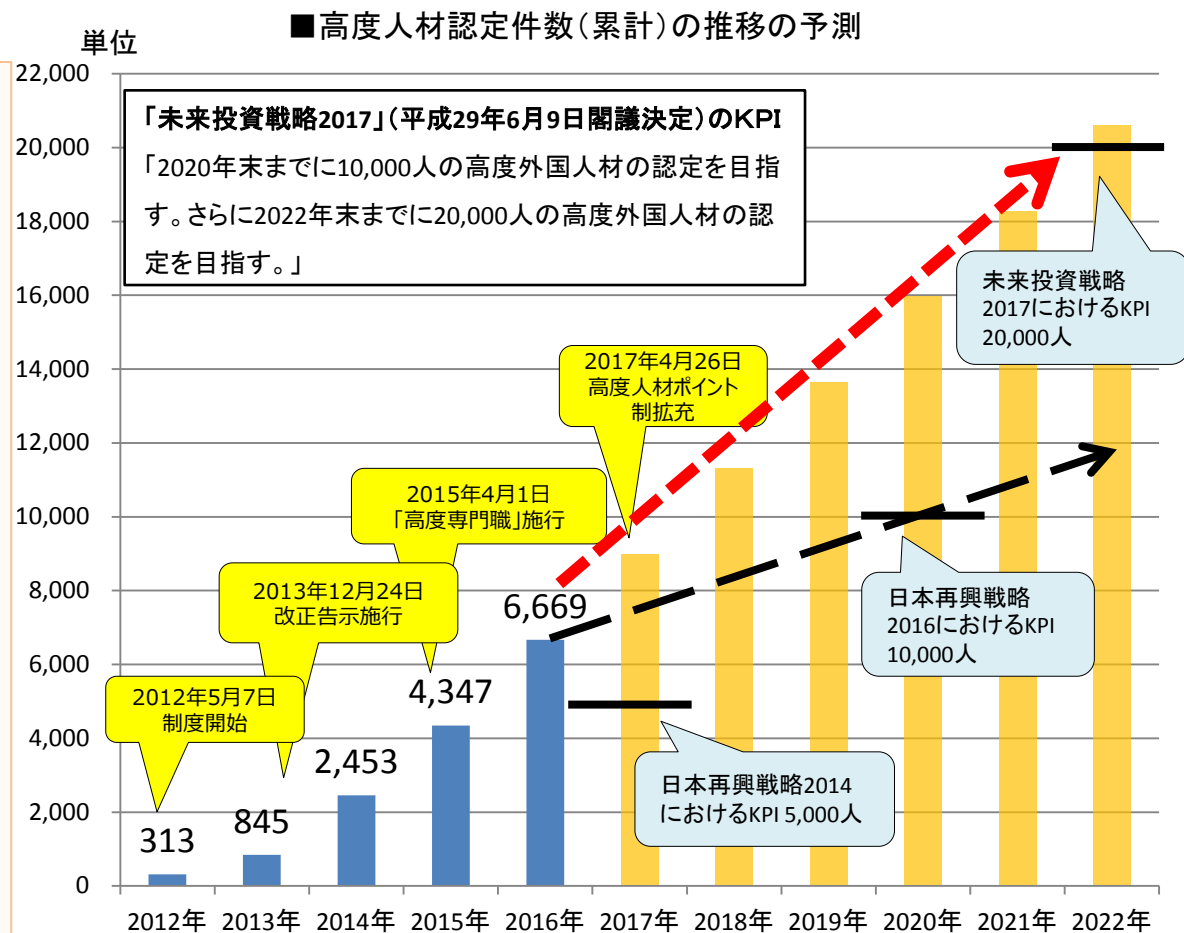
今後の取組

✓ 外国人の生活環境整備、「働き方改革」等を推進

- ・日常生活に係る手続の外国語対応
- ・外国人児童生徒に対する教育支援（日本語と教科の統合指導（JSLカリキュラム）の実施加速等）
- ・企業のマインドセットの変革等

✓ 積極的に広報活動を展開

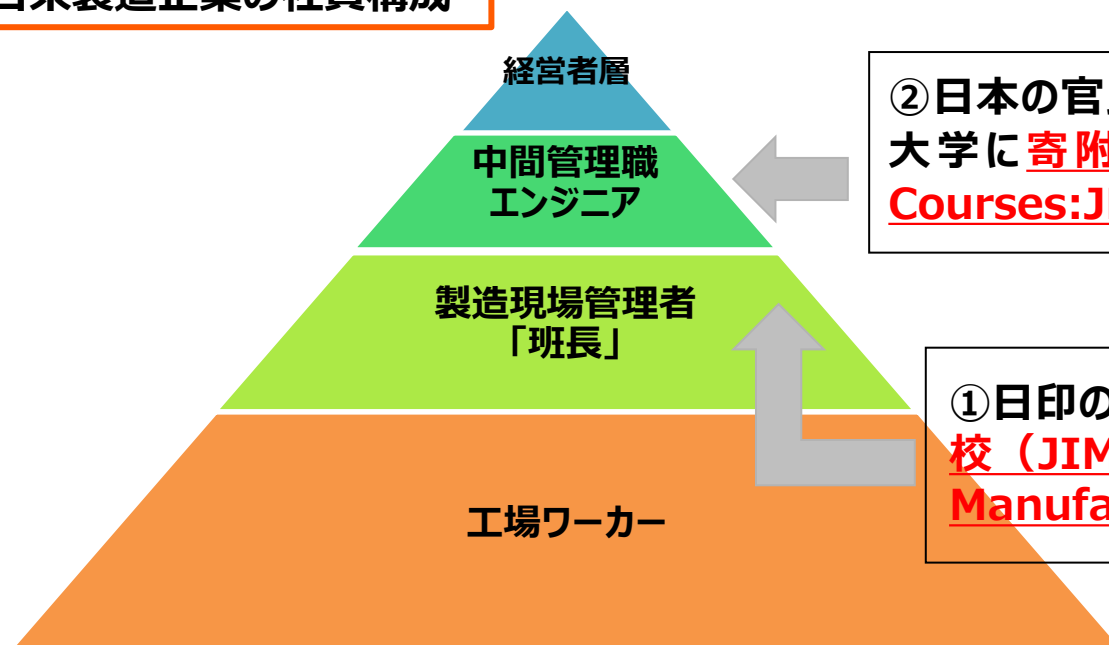
- ・生活環境、就労環境等の整備
- ・極めてオープンな入管制度（「**日本版高度外国人材グリーンカード**」や「**高度外国人材ビザ・ファストトラック**」（原則10業務日以内に高度外国人材に対する在留資格認定を実施）等）
- ・在外公館やJETRO等と連携



インドにおける人材育成

- 日本式の規律やものづくりの技能をインドの若者に教えることで、**日系企業の進出を人材面で支援**する。あわせて、インドのものづくり人材の底上げを図り、**モディ首相の提唱する“Make in India”、“Skill India”に貢献**する。
- 2つの取組を実施し、**10年間で3万人のものづくり人材を育成**する。
 - ① 新たな**日本式ものづくり学校（JIM）**を設立する。
 - ② インド国内の既存の大学に**寄附講座（JEC）**を設置する。
- JIMや既存の教育機関（ITI）への人材育成支援を通じて、自動車整備士をはじめとする**メンテナンス人材の育成**も行い、**日本式ものづくりを下支えする裾野を拡大**していく。

日系製造企業の社員構成



②日本の官民連携の下、インド国内の既存の大学に**寄附講座（Japanese Endowed Courses:JEC）**を設置

①日印の官民連携の下、**日本式ものづくり学校（JIM: Japan-India Institute for Manufacturing）**をインド各地に設立

今夏に第一陣4校開始予定

中堅・中小企業の海外展開

- 足元での中堅・中小企業の海外展開は増加傾向。また、海外展開を行う企業は、生産性向上や国内従業員の増加を達成している。
- 他方で、経営資源に乏しい中堅・中小企業は、海外展開時に様々な課題に直面。海外74事務所、国内44事務所を有するJETROがそれぞれの企業が抱える課題にきめ細かく対応し、①個別企業支援、②商流構築支援、③海外の制度・市場に関する情報提供など、進出フェーズに応じた支援を実施。

①商流構築支援（展示会出展支援・商談会等）

- ✓ 現地でのパートナー発掘や販路開拓支援のため、海外展示会でのジャパンブースの設置や出展支援、海外バイヤーを招へいた商談会アレンジ、海外へのミッション派遣、現地テストマーケティング支援などを実施。



例：CeBIT2017（国際情報通信技術見本市）へのジャパン・パビリオン出展（118社とりまとめ、成約見込件数658件、成約見込金額58億円）



分野を特定し、海外バイヤーを招へいた商談会を実施



中小製造業を中心にミッション派遣。現地工業団地の視察や現地企業とのネットワーキングを実施

②情報提供（貿易投資相談、調査、セミナー等）

- ✓ 各国の制度・市場動向等に関する基礎情報をウェブサイト公開。
- ✓ 海外ビジネスにおける疑問点についてメール、電話、面談による相談を実施。
（2016年度相談件数：95,629件）
- ✓ ビジネス環境の変化を調査・分析し、セミナー等により情報を発信。



J-File：通商弘報、国・地域別情報



全国43カ所で中小企業向けセミナーを実施

③個別企業支援（新輸出大国コンソーシアム）

- ✓ 本部、大阪本部、全貿易情報センター（44ヶ所）及び奈良県、和歌山県に専門家を配置。支援対象企業のニーズに応じて、地方自治体、金融機関など1,093の支援機関が参加するコンソーシアムを活用し、最適な支援サービスの紹介や、連携した支援の調整を実施。
- ✓ さらに、企業のニーズや進出フェーズに応じて、海外展開計画の策定、市場調査、現地での商談設定、バイヤーの選定・紹介、海外店舗の立上げ、基準・認証制度への対応など、一貫したサポートを実施。



専門家
事務局 (JETRO)
支援機関 A
支援機関 B
支援機関 C

延べ **5212社** に対し支援を実施
(2017年6月30日時点)

農林水産物・食品輸出額 1 兆円目標の達成 (2019年まで)

- 足元(2016年)の輸出額は7,503億円(前年比+0.6%の微増)。
- 目標達成のためには、①プロモーション②販路の開拓③輸出環境の整備が必要。

① プロモーション

- ✓ ニーズの把握
- ✓ 需要の掘り起こし



② 販路の開拓

- ✓ マッチング
- ✓ 供給口の対応



③ 輸出環境の整備

- ✓ 物流整備
- ✓ 規制等の緩和・撤廃

① JFOODOによる、品目・地域を絞り込んだプロモーション (JETRO)

- ✓ ブランディングやプロモーションの専門機関。品目・国地域を絞った、中・長期的なプロモーション戦略を策定。

品目絞り込み

日本食品海外プロモーションセンター
The Japan Food Product
Overseas Promotion Center



②-1 コンビニテスト販売 (JETRO)

- ✓ ベトナム日系コンビニで試験販売を実施し、67品目中45品目が継続販売又は買取。
- ✓ シンガポールでも実施中。

ベトナム、約 **300店舗**
シンガポール、約 **350店舗**

②-2 新輸出大国コンソーシアム (JETRO)

- ✓ 2016年2月の立ち上げから、支援企業数4017社のうち農林水産品関係**773社**(4/14時点)を支援。

「海外展開の成否は、
相談相手で決まる。」

利用無料 専門家による個別支援サービス
新輸出大国コンソーシアム



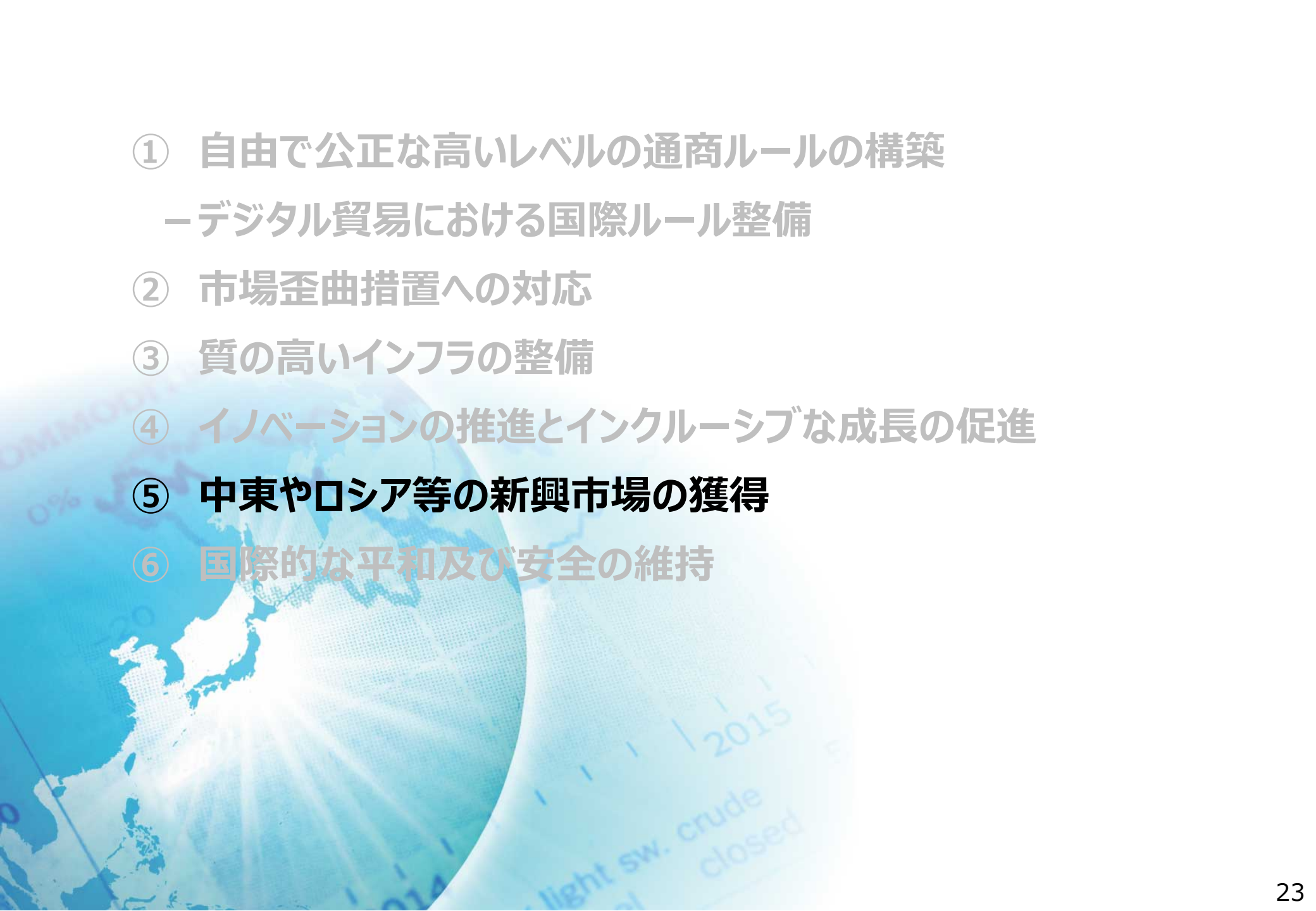
②-2 相手国政府への働きかけ、情報収集、交渉 (農水・大使館・JETRO)



- ✓ 台湾の放射能規制への対応



- ✓ 韓国政府から、原材料使用割合の開示を細かく要求される問題を解決。

- 
- The background features a stylized blue and white globe. Overlaid on the globe are faint, semi-transparent financial and market-related graphics, including a line chart, a bar chart, and text elements such as "0%", "2015", "light sw. crude", and "closed".
- ① 自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築
ーデジタル貿易における国際ルール整備
 - ② 市場歪曲措置への対応
 - ③ 質の高いインフラの整備
 - ④ イノベーションの推進とインクルーシブな成長の促進
 - ⑤ **中東やロシア等の新興市場の獲得**
 - ⑥ 国際的な平和及び安全の維持

新興国市場開拓（中東・アフリカ地域）

【日・サウジ・ビジョン2030の着実な推進】

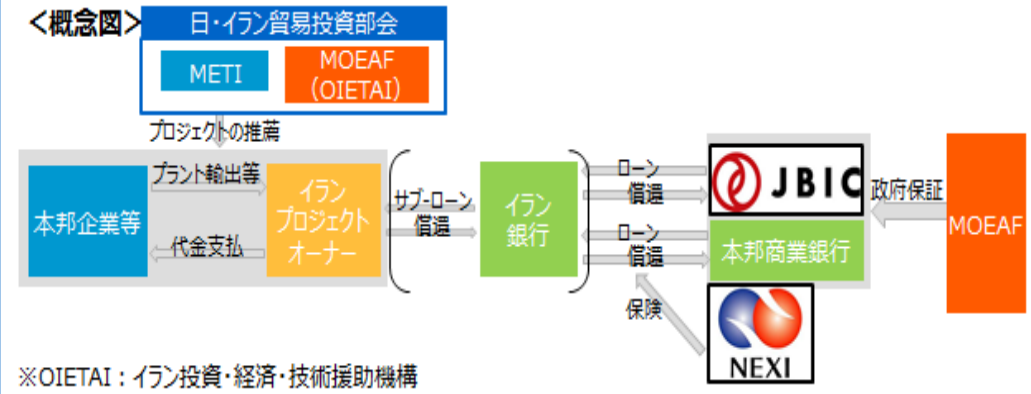
2017年3月、安倍総理とサルマン・サウジアラビア国王が、首脳会談において「日・サウジ・ビジョン2030」に合意。
脱石油依存と雇用創出のためにサウジが追及する「サウジビジョン2030」と「日本の成長戦略」のシナジーを目指す。

- **ビジョンの骨子**
日サならではの総合的な協力とするために、**多様性・革新性・ソフトバリュー**を柱に**日サ41省庁・機関**が参加し、エネルギー、産業、エンタメ、医療、農業、投資、中小企業、質高インフラ、文化の**9分野の広範な協力分野**を設定。規制見直し、インセンティブ等の**ビジネス促進措置(Enabler)の強化**でも協力。
- **先行プロジェクト**
31件の先行プロジェクトを選定。官官で11件、官民及び民民にて20件の覚書に署名。
- **実施体制の強化**
 - 規制等横断的課題に取り組むサブグループを新設
 - 経済特区（Enabler Showcase Zone）を含む事業環境整備で協力
 - 東京とリヤドにビジョン実施のための拠点となる「日・サウジ・ビジョンオフィス」の新設で合意。

【イラン・ファイナンスファシリティの早期稼働】

2016年2月、経済産業省はイラン経済財務省（MOAEF）、日本貿易保険（NEXI）、国際協力銀行（JBIC）との間で、ファイナンス・ファシリティの設定及びこれに対するイラン政府の債務保証に関する協力覚書に署名。早期稼働を目指す。

- イラン国内で日本企業が関与するプロジェクト向けにJBIC及びNEXIが、最大100億米ドル相当円（約1.2兆円）のファイナンス・ファシリティを設定。
- MOEAFは、本ファシリティに対して政府保証を供与。
- 日・イラン貿易投資部会が、必要に応じ、本ファシリティの対象となるプロジェクトを推薦。両国は、二国間経済関係の強化に貢献するプロジェクトの推進及び実施に向けて努力。



【日アフリカ官民経済フォーラムの開催】

安倍総理が立ち上げを表明。2018年に第1回フォーラムを開催予定。

- 2016年8月に開催されたTICADVIにて安倍総理から、「日アフリカ官民経済フォーラム」を設立することを表明。
- 日アフリカ交互開催のTICADに次ぐ日アフリカの官民交流の場として、日本政府及びアフリカ各国政府の閣僚、経済団体や企業のトップがアフリカに集い、個別ビジネス案件の拡大や新規案件の組成、アフリカ投資に係る課題及びその解決策などについて議論し、日本企業によるアフリカへの投資につなげる。

新興国市場開拓（その他地域）（1）

【ロシアとの8項目の「協力プラン」】

日露両国首脳の高い信頼関係の下、両国が経済分野においてWin-Winの関係を発展させるべく8項目の協力プランの具体化を進める。

- 1. 医療水準を高め、ロシア国民の健康寿命の伸長に役立つ協力
・日本式最先端の病院、日露健康長寿センターの建設・運営等。
- 2. 快適・清潔で、住みやすく、活動しやすい都市作り
・我が国の知見と技術を活かした寒冷地仕様住宅、廃棄物処理システム、渋滞緩和、上下水道の強靱化、都市 交通網・郵便ネットワーク整備、ブラウン・フィールドの開発等。
- 3. 日露中小企業の交流と協力の抜本的拡大
・ビジネスマッチング、ベンチャー支援、食関連の交流等の推進主体の設置。
- 4. 石油、ガス等のエネルギー開発協力、生産能力の拡充
・生産する石油製品の多角化に関する協力、上流から下流まで従来の協力を超える連携強化、象徴的な代表プロジェクトの形成。
- 5. ロシア産業の多様化促進と生産性向上
・生産設備の更新等、日本の設備を活用した生産ラインの効率化。
- 6. 極東における産業振興、アジア太平洋地域に向けた輸出基地化
・港湾、農地開発、水産物加工、製材所、空港整備等。
- 7. 日露の知恵を結集した先端技術協力
・原子力、IT等。
- 8. 両国間の多層での人的交流の飛躍的拡大
・大学・青年等の交流、観光客の増大、スポーツ・文化等の幅広い分野での人的交流の抜本的拡大。

2016年5月日露首脳会談で日本側から提案

8項目の「協力プラン」のそれぞれの項目の下で取り組むプロジェクトについて、昨年12月の日露首脳会談時には80件、今年4月の日露首脳会談時には28件の文書が署名された。今年9月に予定される日露首脳会談に向けて、更なる具体化を推進。

【アルゼンチンとの「貿易経済関係強化に向けたロードマップ」】

日系企業や日系人が多く、経済連携協定や租税条約等を通じたビジネス環境の整備等が必要。また、インフラ案件と豊富な資源の同時確保に取り組む。

2017年5月、アルゼンチン大統領の19年年ぶりの訪日に際し、安倍総理と首脳会談を実施（2015年12月のマクリ政権発足後3回目の首脳会談）。両首脳は、「投資協定の実質合意」、「日亜貿易投資合同委員会での貿易経済関係強化に向けたロードマップ策定・公表」を歓迎。



新興国市場開拓（その他地域）（2）

【ASEANとの二国間政策対話】

日本企業の有する高いプレゼンスを維持・強化するため、ASEAN各国との二国間政策対話を実施。

フィリピン

2016年10月、世耕経済産業大臣とラモン・ロペス貿易産業大臣の間で合意された「産業協カイニシアティブ」に基づき、産業発展のためにとるべき施策等に焦点を当てたフィリピン産業発展ビジョンを策定することに合意。

タイ

2017年6月のソムキット副首相訪日の際、世耕大臣からConnected Industries含むタイ高度化への協力方針を紹介し、産業高度化に関する覚書を締結。

ベトナム

2017年6月、第2回日越産業・貿易・エネルギー協力委員会を開催し、「自動車及び裾野産業作業部会」を設置し、年内に日越共同でアクションプランを取りまとめることに合意。

【日中省エネルギー・環境総合フォーラム】

引き続き、省エネルギー・環境分野等の我が国の強みを活かした市場獲得を支援。

「第10回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」 (2016年11月)

経済産業省と発展改革委員会により、28件のプロジェクトについて文書を交換。（累計：313件）また、「省エネルギー・環境分野における日中協力の更なる深化を図るための覚書」に署名。企業・研究機関の更なる協力の推進、グリーン発展人材の育成強化などの内容が含まれ、日中両国で省エネ・環境分野で協力していく重要性を確認。

なお、第11回フォーラムは、2017年末に、東京で開催予定。

【インドとの経済関係の強化】

日印間の首脳同士のトップセールスのもと、人口・生産年齢人口が今後も増え続けると予想される巨大な市場への投資・インフラ案件等を促進。

投資促進

5年間で投資倍増させるという首脳合意の実現に向け、日本式ものづくり学校（JIM）（10年間で3万人の人材育成）、プラグ&プレイ型の貸工場への出資、「日本工業団地」への特別インセンティブ・パッケージ付与等、投資促進施策の具体化を進める。

アジア・アフリカ大動脈構想

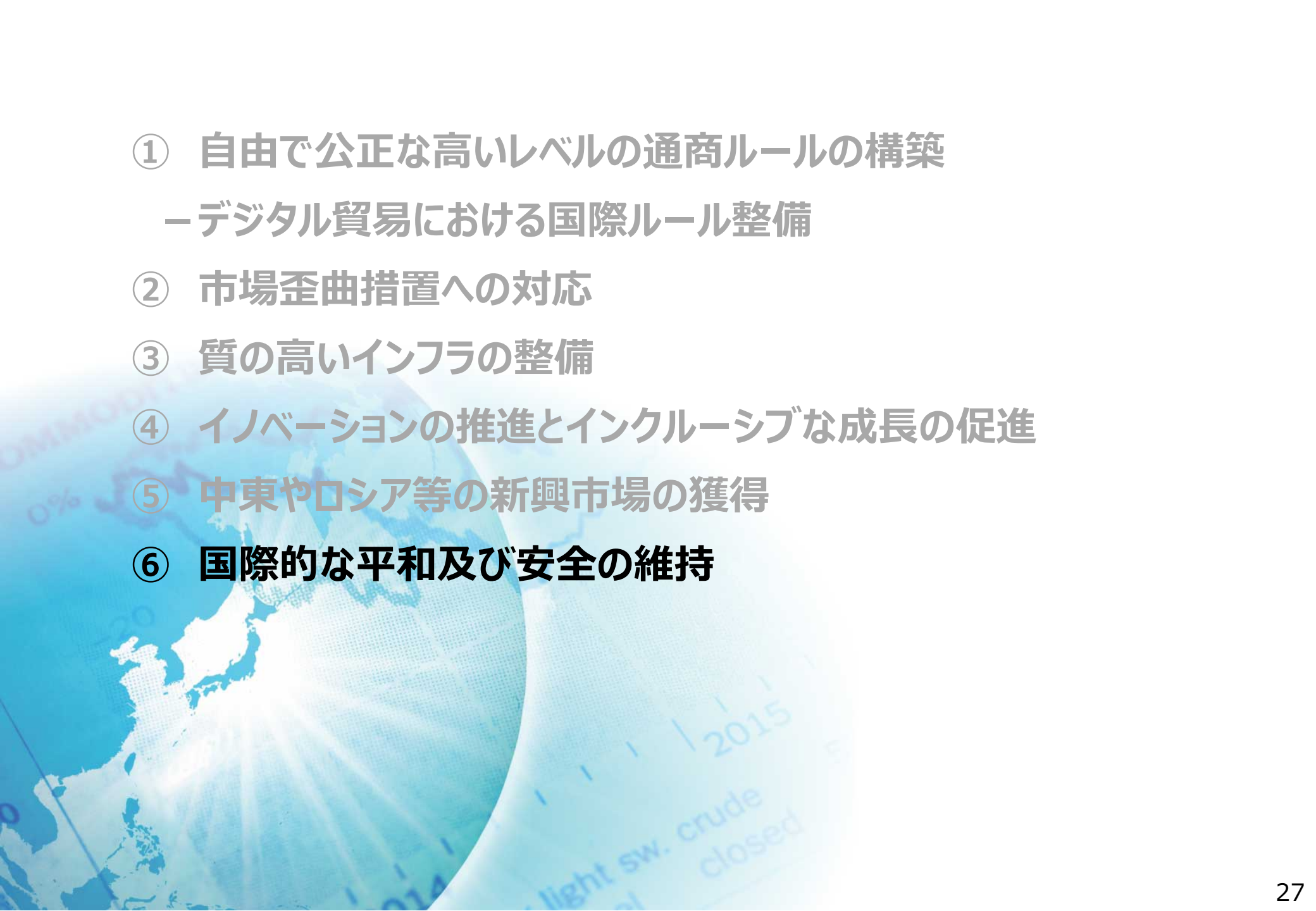
2017年1月、世耕大臣とモディ首相との会談において、アジア・アフリカ大動脈構想の具体化を提案。アジアの安定化に向けた日印協力について議論を進める。

高速鉄道

2016年11月、安倍総理とモディ首相との会談で、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道につき、2018年に工事を始め、2023年の開業を目指すことで合意。

アンドラ・プラデシュ州の新州都開発・産業協力

2016年5月、高木経済産業副大臣及びナイドゥ A P 州州首相を代表とする日 A P 州官民合同会議を開催。AP州新州都開発や産業集積・投資促進に関する案件について、トップセールスを行った。

- 
- ① 自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築
ーデジタル貿易における国際ルール整備
 - ② 市場歪曲措置への対応
 - ③ 質の高いインフラの整備
 - ④ イノベーションの推進とインクルーシブな成長の促進
 - ⑤ 中東やロシア等の新興市場の獲得
 - ⑥ **国際的な平和及び安全の維持**

外国為替及び外国貿易法（外為法）の一部を改正する法律

- 事業の国際化の加速等に伴い、我が国の企業等が保有する安全保障に関する機微技術等の海外への流出の懸念が増大。
- 機微技術等の管理を厳格化し、輸出入に係る規制の実効性を強化するため、平成29年3月に「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」を国会に提出、5月に全会一致で可決・公布。

改正の内容

（１）輸出入・技術取引規制における罰則の強化 ◆ 法人重科（法人：最大10億円、個人：最大3000万円）とスライド規定（価格の5倍）を選択的に使用することで、貨物の違法輸出・技術の違法取引への抑止効果を抜本的に強化。 ◆ 輸出許可・技術取引許可に付された条件に違反した場合における過料を罰則化。
（２）輸出入規制における行政制裁等の強化 ◆ 輸出入禁止命令に対する別会社を使った制裁逃れに対応するため、別会社の担当役員等への就任等の禁止を命令できる制度を創設。 ◆ 仲介業者等の関係者に対する立入検査権限を創設。 ◆ 我が国独自の輸出入禁止措置の違反者に対する行政制裁の期間の上限を延長。
（３）対内直接投資規制の強化 ◆ 外国投資家が他の外国投資家から非上場株式を取得する行為（特定取得）について、国の安全を損なうことになるおそれ大きいものを、規制対象に追加。 ◆ 無届けで対内直接投資等を行った外国投資家等に対し、国の安全を損なうおそれがあるものについて、株式の売却等を命令できる制度を創設。

北朝鮮との間の輸出・輸入禁止措置について

1. 北朝鮮に対する輸出入全面禁止措置の概要

- 北朝鮮に対する措置の一環として、平成18年から輸入、21年から輸出を全面禁止（根拠法：外国為替及び外国貿易法（外為法））。

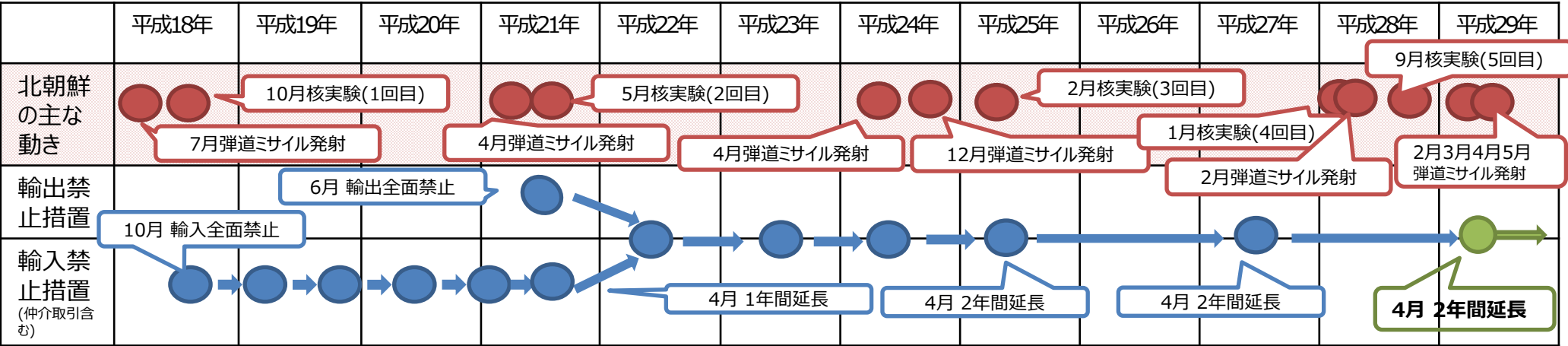
『根拠条文：外国為替及び外国貿易法（外為法）

第十条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置（中略）を講ずべきことを決定することができる。

2 政府は、前項の閣議決定に基づき同項の対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から二十日以内に国会に付議して、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならない。（略）』

2. 平成29年における本措置の延長と国会承認について

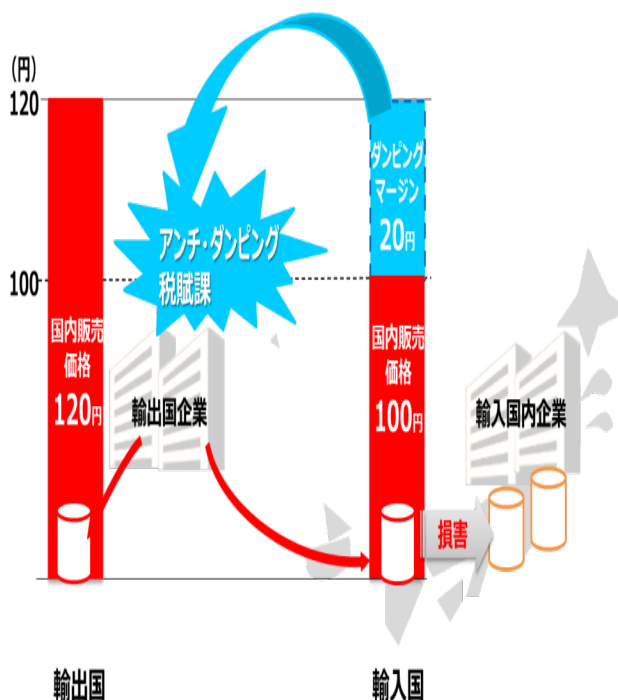
- 拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、国際社会の動き等日本を取り巻く国際情勢に鑑み、4月7日の閣議において、輸出入禁止措置の期限を**2年間延長**（期限は平成31年4月13日まで）。
- 外為法に基づき、4月18日の閣議において、当該措置を講じたことにつき承認を求める件を、平成29年通常国会に付議。6月9日の本会議にて議了された。



アンチ・ダンピング（AD）措置の活用促進

- アンチ・ダンピング措置は、外国企業が不当な安値輸出を行い、その結果我が国の国内産業が損害を受けた場合に関税を賦課することができる、WTOで認められた措置。
- 諸外国は、同措置を積極的に活用。自由で公正な貿易環境の維持に向け、制度改革・運用改善の取組を行い、同措置の活用を促進。
- 日本ではこれまでほとんど活用されてこなかったが、近年、同措置を活用する動きがみられるようになってきている。

AD措置の概要



我が国のアンチ・ダンピング発動措置 (1995年以降)

確定措置	調査対象
1995.8 (課税終了)	綿糸 (パキスタン)
2002.7 (課税終了)	ポリエステル短繊維 (韓国・台湾)
2008.9 (課税中)	電解二酸化マンガ (中国・豪州・南ア・ スペイン)
2015.4 (課税中)	トルエン・ジ・イソシア ナート (中国)
2016.8 (課税中)	水酸化カリウム (韓国・中国)
調査中 (2016年9月30日 調査開始)	高重合度 P E T 樹脂 (中国)
調査中 (2017年3月31日 調査開始)	炭素鋼製突合せ溶 接式継手 (韓国・中国)

制度改革・運用改善の取組 ～諸外国並みに措置を使いやすく～

<制度改革（平成29年4月に改正）>

- 申請時に提出する損害情報の簡素化
- 国内生産者の申請に対する支持状況の確認を政府も実施可能として申請者負担を軽減
- 輸入生産者（輸入も国内生産も行う者）等を申請・調査開始の判断から除外

<運用改善>

- 早期課税の実現
(調査開始～暫定課税：14ヶ月→10ヶ月)
- 申請や調査に伴う企業内の人的負担の軽減
(例：申請書類や提出証拠の簡素化)
- 資金的負担の軽減
(例：独力で申請書が作成できるようモデル申請書を公開)